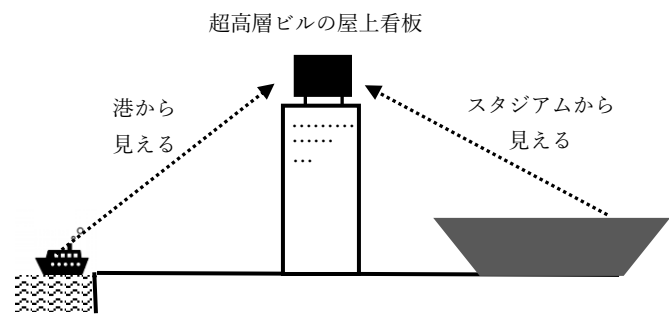


■市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議の変更等について（報告）

	変更内容の原案（指摘に關係する部分を抜粋）	前回の部会でのご指摘内容（2019/11/28）	検討内容	今回の案
「レンガなどの素材」について	<p>イ 地区別の景観形成基準 (エ) 関内駅前特定地区 a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。 b 建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。 c～e 略 f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。 g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>・「レンガなどの素材」の「など」について、どこまで認めるのか。タイルや石、レンガをもう少し抽象化したときに何なのかを入ると、よりわかりやすくなる。</p> <p>・「レンガなどこの地域で歴史的に使われてきた」といった言葉を入れてはどうか。</p> <p>・「など」という言葉は便利のため、後々何でもありのように使われ方がないよう、ちゃんと限定しておいたほうがいいのではないか。</p> <p>・現行制度にレンガの文言があるのは、市庁舎がレンガタイルを用いているからである。ただ、「本当のレンガでなければだめなのか」「レンガ風のタイルだったらどうなのか」「御影石調で赤い色を使っているものはどうなのか」という議論もあった。</p> <p>・そのため、素材まで確定しないような街並みも良いとするために、あえて少し幅を持たせる表現とし、細かいところは、協議の中で決めていくという意図があった。</p> <p>・柔軟性と質の維持をどうするかということ、この文章の中で読み取れるようにした方がよい。</p>	<p>●「レンガなどの素材」については、あえて素材を限定せずに、協議を踏まえて、周辺地域の街並み景観に調和する素材は認めるという考え方から定めています。</p> <p>●そのため、上記意図が伝わるように、関内地区全域の景観形成基準と同様に、「地区の個性にあった」という文言を追加しました。</p> <p>●なお、「レンガなどの素材」と同様の表現を用いている他地区（※）では、レンガ風の色合いを表現した「レンガ調タイル」は、「レンガなどの素材」と解釈して協議しています。</p> <p style="text-align: center;">※馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、山下町特定地区の一部</p> <p><レンガ調タイルのイメージ></p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">   </div>	<p>イ 地区別の景観形成基準 (エ) 関内駅前特定地区 a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。 b 建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。 c～e 略 f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。 g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p>

「屋上看板の設置高さ」について	変更内容の原案（指摘に関係する部分を抜粋）	前回の部会での指摘内容（2019/11/28）	検討内容	今回の案
	<p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>2 地区別の制限</p> <p>(4) 関内駅前特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りに接する敷地内に設置するものは、当該街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) <u>上端の高さを地上75m以下とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上看板は上端の高さを75メートル以下としているが、ちょっと緩いのではないか。 ・75メートルまでは、自由に屋上広告物をつけられるという解釈もできる。 	<p>●<u>現行の規制では、屋上看板や壁面のビルサインの設置に高さの上限値はありません。</u></p> <p>●<u>しかし、市としては、今後、超高層ビルが建つ可能性のある当該地区においては、屋上看板を一定の高さに制限した方がよいと考えています。</u></p> <p><現行基準での設置イメージ></p>  <p>●一方、現在の景観計画では、「関内駅前準特定地区」を活気と賑わいのある景観を創出する地区としており、その主旨に従い、地区内の適正な商業活動として、屋上看板を出しているビルが複数あります。</p> <p>●前回いただいた「当該地区で75mは高すぎる」という主旨のご指摘を踏まえつつ、既存建物にも配慮し、右記の案としました。</p> <p>（なお、都市景観協議地区において、工作物の高さが45m超となる場合は、都市美対策審議会の附議対象となります。）</p>	<p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>2 地区別の制限</p> <p>(4) 関内駅前特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りに接する敷地内に設置するものは、当該街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) <u>設置高さが60mを超えるものは、設置しないものとする。</u></p>